

ID: 404

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	社会福祉法人等の使用許可		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第42条第1項		
例規番号	平成18年条例第189号		
<b>【根拠条文】</b> (社会福祉法人等の使用) 第42条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業を行うことが必要であると認めるときは、市公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市公営住宅を当該社会福祉法人等に使用させることができる。 2 前項の規定により社会福祉法人等に市公営住宅を使用させる場合における当該市公営住宅の管理については、この章に定めるところによる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日